

○常滑市障がい者医療費支給条例

平成20年3月28日条例第5号

改正

平成20年9月26日条例第37号

平成26年9月19日条例第28号

常滑市障がい者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、医療費を支給し、もって障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則に定める要件を満たしているものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「法施行規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する身体障害者手帳所持者
- (2) 身体障害者障害程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者のうち、法施行規則第5条第1項第2号の規定による障害名がじん臓機能障害とされているもの又は同表の4級から6級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち、同号の規定による障害名が進行性筋い縮症とされているもの
- (3) 知能指数が50以下の知的障がい者
- (4) 自閉症状群と診断されている者

(受給資格者)

第3条 この条例により、障がい者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する障がい者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

(居住地特例)

第4条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる障がい者については、前条

の規定にかかわらず受給資格者とする。

- 2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる障がい者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としな

(適用除外)

第5条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者
- (4) 常滑市子ども医療費支給条例（平成20年常滑市条例第4号）の規定の適用を受けることができる者で、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (5) 法令の規定により、この条例と同等の医療に関する給付を受けることができる者
- (支給の範囲)

第6条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による当該医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を障がい者医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給資格者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において医療を受けた場合には、障がい者医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代

わり、当該医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定により支払があったときは、受給資格者に対し、障がい者医療費の支給があったものとみなす。

(受給者証)

第8条 この条例による障がい者医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、障がい者医療費の支給を受ける資格を証する障がい者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、前条第1項の規定により障がい者医療費の支給を受けようとする場合は、医療機関等において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(届出義務)

第9条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は障がい者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、障がい者医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は障がい者医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給者が障がい者医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、障がい者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した障がい者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により障がい者医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた障がい者医療費の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 この条例により障がい者医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、障がい者医療費の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後4年（出生の日が月の末日以外の日である場合にあっては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日）を経過した者のうち、廃止前の常滑市福祉医療費支給条例（昭和57年常滑市条例第33号。以下「旧条例」という。）第2条第2号の規定による受給資格者は、第5条の規定にかかわらず、障がい者医療費の受給資格者とする。

3 この条例の施行の日前に旧条例第4条第1項の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、第8条第1項の規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に旧条例第4条第1項の規定により交付された受給者証は、第8条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。

5 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、受給資格者としなす。

附 則（平成20年9月26日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の常滑市障がい者医療費支給条例の規定（中略）は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月19日条例第28号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。